

# 中国における独立学院の誕生とシステムの構築

大学経営・政策コース 楊 天 立

A Study on the Independent Colleges in China: Focusing on the Formation Process and the architecture of its system

Tianli YANG

In the past 30 years, China has accomplished economic development via a process of catching up to the developed countries. However, its higher education still has a long distance to walk. Keeping a balance between supply and demand in higher education market became a difficult problem for Chinese government. Since 1999, as a new private sector, independent college emerged and developed at top speed. This paper analyzes the formation process of independent college and the architecture of its system.

## 目 次

はじめに

### 1. 「独立学院」とは何？

### 2. 誕生の背景

- A. 高等教育は発展しつつあるが、世界水準と比べるとまだ低い状況
- B. 収入増加と高等教育資源不足の衝突
- C. 財政投入が少ない状況のなかで高等教育をどうやって発展させるのが問題となった

### 3. 誕生に繋がる幾つかのメリット条件

- A. 中央政府だけではなく、地方政府にとってもメリットがある
- B. 大学側からみると、学生募集規模の拡大問題の解決策でもある
- C. 投資側からみると、経済利益がある
- D. 学生側にとって、独立学院に進学することは損ではなかった

### 4. 設置形態

- A. 母体大学（国立・公立大学）が設立を申請 + 民間機構が投資 = 利益両者共有
- B. 母体大学が設立を申請 + 民間機構が投資 + （政府の支援） = 利益三者共有
- C. 母体大学が設立申請 + 母体大学が直接投資 + （政府の支援） = 母体大学が利益独占

### 5. システム構築の三段階

- A. 第一段階：1999年～2003年、モデルの誕生と初期発展期
- B. 第二段階：2003年～2008年、モデルの確定と規範時期
- C. 第三段階：2008年以降、私立大学への転換時期

### 6. 誕生からシステムの構築までに直面した問題点と政府の対応

#### A. 主な問題点

#### B. 政府の対応策

- 1. 「独立」政策
- 2. 設置基準
- 3. 検査評価
- 4. 学生募集

終わりに

はじめに

日本では聞き慣れない「独立学院」だが、中国では高等教育大衆化の受け皿として急速に発展してきた。その誕生の背景やシステム全体の構築をこの場を借りて説明する。

### 1. 「独立学院」とは何？

独立学院は公立の一般大学と民間の投資者（または投資機構）が連携して設立した高等教育機関の一種である。独立学院が実施する教育は主に本科（大学学部）レベルの教育であり、学生に徴収する学費も一般公立大学より倍以上高い。組織上公立大学の下に属するため、誕生した当初は公立の性質が認識されたが、2008年の中国教育部令『独立学院設置と管理方法』によって、今は「私学」であることが認められる。

独立学院は1990年代中国高等教育の規模拡大と体制改革によって生まれた新しい高等教育機関である。元々は一般公立大学の下に付属していたため、最初の

名称は「国有民弁二級学院」や「新制二級学院」など様々であった。2003年4月、中国教育部は「二級学院」を規範し、名称を「独立学院」に変更した。「独立学院」という名前を使った理由として、政府はこのタイプの学校に独立した法人資格やキャンパス・設備を持たせ、独自の教育活動、さらに独自の学生募集と学歴証明書の発行を実施して欲しかったからである。

1999年から浙江省と江蘇省を中心に独立学院の急速な発展が始まった。2011年5月現在、中国教育部が認証した独立学院は309校があり、中国高等教育の重要な一部としてその役割を果たしている。

## 2. 誕生の背景

### A. 高等教育は発展しつつあるが、世界水準と比べるとまだ低い状況

中国では古くから私学が存在し、特に近代に入り、アヘン戦争の後には私立大学も多数現れた。1949年10月、中華人民共和国が成立した当時、全国に205校の高等教育機関が存在し、なかの84校、約4割が私立であり、在学者数は約全体の3割近く占めた。しかし、1951年から中国政府は私学の整頓を始め、僅か1年の間に全ての私学機関を公立に変え、その後約30年間、中国大陸では私立大学の姿がなかった。

文化大革命の後、1980年代から中国政府は改革開放政策を実施し始め、以来中国経済は急速なスピードで発展し、工業化段階に進入したと言われた。欧米先進国の経験を見ると、経済規模の拡大とともに、高等教育の規模も拡大するはずだと考えられる。特に工業化社会に入ると、高等教育も大衆化段階に突入することが期待される。確かに、改革開放政策が実施されてから、中国の労働人口の教育レベルは一定の水準で上がった。しかし、世界の平均レベルと比べると、まだ大きな差が存在する。1999年の統計によると、当時中国の職業人口の中に高等教育機関の卒業生は僅か3.8%であり、高卒と中卒の合計が約5割だった。小学校と中学校の卒業生は全体の7割以上を占めるが、これに対し、高等教育を受けた人口は非常に少ない状況だった。しかし、同時に先進各国に統計をみると、大学学歴者の割合平均で約2割近くあり、一部3割を超えた国もある<sup>1)</sup>。『中国教育と人力資源問題報告<sup>2)</sup>』により、2002年中国の高等教育段階の在学者数は1600万人だったが、2020年になると、3300万人までに増加することが予測できる。

1990年に3.7%しかなかった中国の高等教育粗入学

率は2000年になると、11%までに達した。しかし、この水準は22%である同時期の世界平均水準よりはるかに低かった。この格差の存在がじき中国私学の発展の原動力になり、独立学院の誕生にも大きく影響した。

### B. 収入増加と高等教育資源不足の衝突

改革開放政策を実施してから、中国国民の平均収入も増加しつつ、高等教育の発展に有利な条件を提供した。特に国民の貯蓄額とGNPは教育に対する支払い能力を考える際の重要な数字であり、表1をみると、その成長ぶりがよく分かる。

国民収入の増加と共に、高等教育機関数も大幅に増えた。1978年には機関数598校、在校生数85万6,322人だったのが、2002年には機関数1,396校、在校生数903万3,600人となっている。なお、2002年当時日本の大学は約1289校があり、在学者数は約311万人である。規模では既に日本を上回っているのが、中国の人口は日本の約10倍であることを考えると、決して多いとは言えない。さらに、1999年から、中国の高等教育機関は大規模な学生募集数の拡大を果たした。その年の4年制大学と短期大学の募集数は合わせて約160万人となり、前年度の1998年より約47.4%増加した。その後の2000年と2001年もまた前の年より38.2%と21.6%増

表1 1989年～2005年中国国民貯蓄額とGNP<sup>3)</sup>

年度	国民貯蓄額 (億元RMB)	GNP (億元RMB)
1989	5000.0	16909.2
1990	7119.8	18547.9
1991	9241.6	21617.8
1992	11759.4	26638.1
1993	15203.5	34634.4
1994	21518.8	46759.4
1995	29662.3	58478.1
1996	38520.8	67884.6
1997	46279.8	74772.4
1998	53407.5	79555.0
1999	59621.8	82054.0
2000	64332.4	89404.0
2001	73762.4	95933.0
2002	86910.7	102398.0
2003	116300.0	116694.0
2004	125000.0	136515.0
2005	140000.0	182300.0

えた。4年制大学の在学者数は1998年の340.87万人から2002年の903.36人となり、約562.49万人増加した。

しかし、機構数と在学者数が増える一方、民衆の高等教育に対する需要は依然として満たされていない。その特徴は主に次の2点に表われる。第1、一般大学の募集数が拡大するなか、社会人向けの大学の募集は全くその影響を受けていない。社会人向けの大学も同じように学生の募集数を拡大し、1999年度は前年度の15.6%増加で115.77万人を募集した。2000年と2001年も大幅に増加し、その後徐々に増えつつ、2009年になると、募集数は200万人を超え、在学者数は約550万人に達した<sup>4)</sup>。第2、エンゲル係数が減りつつなか、海外へ留学する人口の数は増える。1978年に57.5だったエンゲル係数は2009年になると、36.3までに減った<sup>5)</sup>。その一方、海外に行く留学生の数も増えつつである。文化大革命が終わった直後にほとんど居なかった私費留学生の数は90年代から急激に増加し始め、2000年以降もいまだに増える勢いが見られる。表2のように私費留学生の数は近年までに増加しており、国民の高等教育に対する需要が満足されていない証拠とも言えよう。

### C. 財政投入が少ない状況のなかで高等教育をどうやって発展させるのかが問題となった

政府の財政予算の中で教育経費が20%を占めることやGDPの8%を教育に投入することは一般的に適切だと言われる。そのため、多くの国はGDPの約6%~10%を教育に使っている。しかし、中国の場合、人口が多く、改革開放以前は経済状況も非常に低迷してお

り、教育だけではなく、数多くの領域で国の予算を必要とする。こんな状況のなか、中国の教育予算は常にGDPの3%以内にされてきた(表3)。

高等教育の発展を向上するため、1999年、中国政府は基礎建設用の長期国債からおおよそ70億元を高等教育専用の予算にすることを発表した。さらに、中央政府の財政支出の中で毎年高等教育に投入する資金の比率を1%ずつ増やしていくことも宣言した。その他に、各地方政府も中央政府の政策に応じて高等教育への資金投入を増やした。中国の高等教育財政性経費は1998年に342.6億元だったが、2001年には613.3億元に達した。

しかし、政府は極めて大きな努力をしたが、高等教育機関の在学者数は340万人から719万人に増加したため、結果として学生一人に当たる年間教育経費は10050元から8529元までに減少した。2001年の経費支給額で計算すると、高等教育の規模を300万人拡大すれば、政府は毎年250億元以上の資金を増やすことになる。中国政府にとってこれは極めて困難であり、国家財政以外の財源を探さなければならない状況になった。この状況は独立学院の誕生と発展に大きなチャンスを与えた。

### 3. 誕生に繋がる幾つかのメリット条件

#### A. 中央政府だけではなく、地方政府にとってもメリットがある

前述したように、中国中央政府にとって、財政経費だけで高等教育を発展するのは極めて困難であり、新しい財源を見付けることが必要とされる。一方では、独立学院モデルは民間資金を主な財源とするため、厳しい予算の中で中央政府にとっては好都合だった。

さらに、地方政府からみても独立学院の発展にはメリットがある。たとえば、浙江省の場合、地域の経済発展が速く、義務教育や高校段階の教育も普及しているが、大学の数は足りなかった。そこで、浙江省地方政府は地元企業などに対し優遇政策を実施し、独立学院を設立した。独立学院の誕生によって、地元住民の高等教育を受ける機会が増え、地域全体の教育レベルの向上に繋がった。さらに、大学の存在は地域の活性

表2 私費留学生の数<sup>6)</sup>

年度	私費留学生数 (万人)
2003	10.92
2004	10.43
2005	10.65
2006	12.07
2007	12.90
2008	16.16
2009	21.01

表3 教育経費対GDPの割合

年度	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
割合 (%)	2.86	2.74	2.51	2.51	2.41	2.44	2.49	2.55	2.79	2.87

化にも影響し、全体の経済効果が出た。また、浙江省の独立学院を卒業した学生たちは浙江省で就職すれば、地方政府にとって人材の確保にもある。

このように多くの地方政府は安い値段で土地を提供したり、税金の免除を行ったり、様々な優遇政策で民間企業などに独立学院を設立できる環境を作った。これらの動きは浙江省をはじめ、青島、大連などたくさん人の沿海新興都市までに広がった。

#### B. 大学側からみると、学生募集規模の拡大問題の解決策でもある

1999年から中国の各大学が大規模に学生の募集数を拡大したことは先ほど述べた。この拡大行為は決して大学自らの行動ではなく、中央政府が公布した「拡招<sup>7)</sup>」命令に従った結果である。中央政府はよりハイスピードで高等教育の発展を推進するためにこの「拡招」命令を下したが、個々の大学にとっては募集任務である一方、重い圧力でもあった。しかし、独立学院を作れば、「拡招」任務の数字を満たすことができる。学校の規模を大きくすることによって、大学の影響力も拡大できる

さらに、学生募集数の拡大によって、多くの大学は全体の規模も大きくなった。しかし、一部地方では財政予算の増加が遅れた現状になっていた。政府が人数分で大学に資金を支給することは難しくなったため、大学側にとって、学生数を増やしたが、実際にもらえる経費は増えていない状況だった。こんな状況のなかで学生を募集し続けるのは非常に難しいと思われ、大学財政上にこの穴をどう埋めるのか問題となった。ここで独立学院を作り、その高い学費で大学側の財政バランスを保持することが考えられた。

また、一部の大学では元々あったカリキュラム構造に影響を与えないように、独立学院を利用して新しいカリキュラムを実施したケースも見られる。新しい学科・専攻を設置したり、需要に応じて新しい授業を開発したり、様々な工夫がある。

#### C. 投資側からみると、経済利益がある

企業や民間機構が独立学院に投資するのは当然経済利益を得るためである。独立学院が誕生した以前にも一般民営大学に投資する企業は存在する。ここまでの民営大学は教育レベルから社会認知度まで、様々な面で限られていたが、投資側はこれらの悪条件の中でも利益を得ていた。つまり、投資側からみると、有名な公立大学と協力し、独立学院を作ることは更なる利益

に結び付けると確信できる。

また、一部の企業は大学の校内サービス業にも参入し、利益を得たため、他の投資者に独立学院の基礎建設に参入する確信を与えた。さらに、高等教育機構を作ることによって、政府の優遇政策を受け、不動産業に参入することも可能であった。独立学院の設立によって、周辺の不動産市場を促進することも考えられるため、一部の企業はこれに惹かれ投資した。

#### D. 学生側にとって、独立学院に進学することは損ではなかった

学生にとって、独立学院を選ぶと、2万元から3万元の学費を多く払うことを意味するが、そのかわりに入学試験の成績は50点から80点低くても大学に入れる。一部の学生は一流大学に入学することもできる。さらに、独立学院が誕生した当初、卒業生に授与する学位証明書は母体大学と同じものであったため、非常に魅力的だった。その一方、独立学院を諦め、一年間浪人する場合も2万元から3万元のコストが必要であり、受験に二回目失敗するリスクもあるので、学生や保護者の立場からみると、独立学院を選択するのは非常に合理的であった。

#### 4. 設置形態

独立学院の設置形態はおおよそ次の3パターンに分けられる。

##### A. 母体大学（国立・公立大学）が設立を申請＋民間機構が投資＝利益両者共有（図1）

民間の投資機構は母体大学に設置に必要な資金を提供する。その代わりに、母体大学は設置した独立学院に教員を派遣し、独立学院の管理責任を担う。さらに、自分の大学のブランドを独立学院に使わせる。

この場合、独立学院の設置によって得た利益は資金を提供した投資機構と母体大学との共有となる。母体大学が独立学院の学費収入から定額または定率で一部の利益を得ることがよく見られる。

また、独立学院の経営が困難となった時、投資側がそのリスクを負担するのは一般である。

##### B. 母体大学が設立を申請＋民間機構が投資＋（政府の支援）＝利益三者共有（図2）

民間の投資機構が設置資金を提供するうえ、さらに当地政府も公共財政から一部の資金を提供する。母体



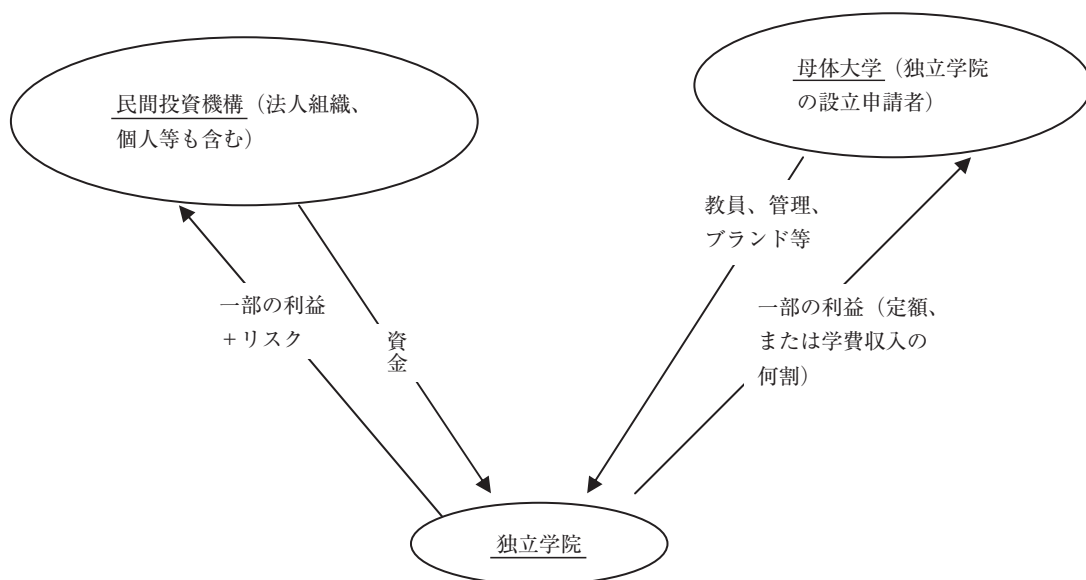


図1 独立学院の設置形態のパターン1

大学は独立学院の設置を申請し、その管理の責任も担わなければならない。

利益の分配は三者共有であるが、政府側は社会効果を得た上に経済利益を得ないのが一般である。母体大学は独立学院の学費収入から定額または定率で一部の利益を受け取る。

経営リスクを負担するのは投資した民間機構である。

### C. 母体大学が設立申請+母体大学が直接投資+(政府の支援)=母体大学が利益独占(図3)

この場合、母体大学は独立学院設置の申請側であり、投資側でもある。政府側は一定の優遇政策または財政補助を提供し、独立学院の設置を支持する。また、その他の社会組織から一定の寄付金を得ることも見られるが、ほとんどの場合は政府と大学の両方で設置する。

政府は独立学院の設置によって社会利益を得ることができる。経済利益を母体大学が全て占めるのは一般である。そのかわりに、経営リスクを担うのも母体大学である。

## 5. システム構築の三段階

独立学院は1993年から1995年頃に一部国・公立大学の内部で民営性質の二級学院を運営することによって

発祥した。その正式の誕生は1999年の中央政府の「拡招」命令に深く関わり、「独立学院」という名称は教育部2003年の「第8号令」<sup>8)</sup>により付けられた。全国の広い範囲からみると、独立学院モデルのシステム構築は主に三段階に分けられる。

### A. 第一段階：1999年～2003年、モデルの誕生と初期発展期

20世紀の90年代はちょうど中国の経済体制が計画経済から市場経済に転換する非常に大事な時期だった。経済体制の変化は社会全体いろいろな面に影響を与え、教育面では私学理念の実践がその表れだった。1999年前に現れた一部の「二級学院」はじきの独立学院の萌芽だったが、財源や経営面に独立性質がなかったため、その実態はあくまでも「大学の中の大学」に過ぎなかった。

1999年、中国中央政府は高等教育の発展と就職の圧力の緩和を目的として、各大学に「拡招」命令を下った。この年の7月に、教育部と浙江省地方政府的の認証のもとで、浙江大学は浙江省電信実業グループ<sup>9)</sup>と連携し、浙江大学城市学院を設立した。この学院は中国初の独立した法人資格やキャンパスを持ち、独自の財務計算と経営運行を行う二級学院であった。

この種の二級学院は外部資源を財源にする新たな高等教育機関として生まれ、徐々に発展した。その後の3年間の間、全国で同じような二級学院は多数作られ

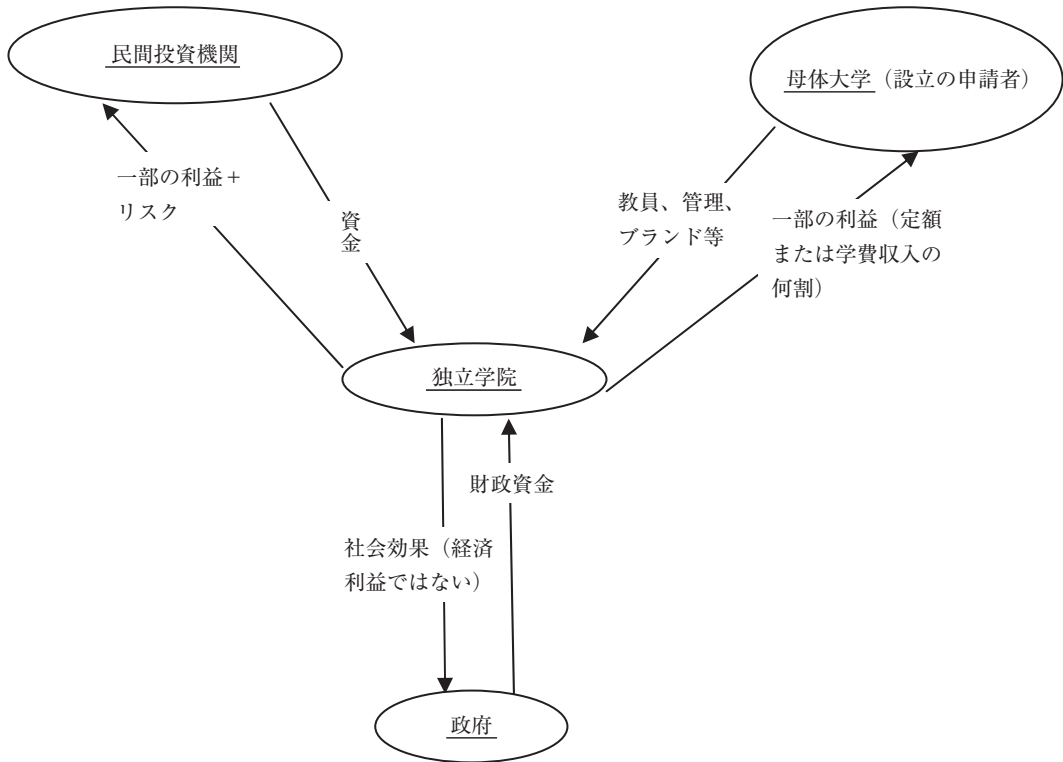


図 2 独立学院設置形態のパターン 2

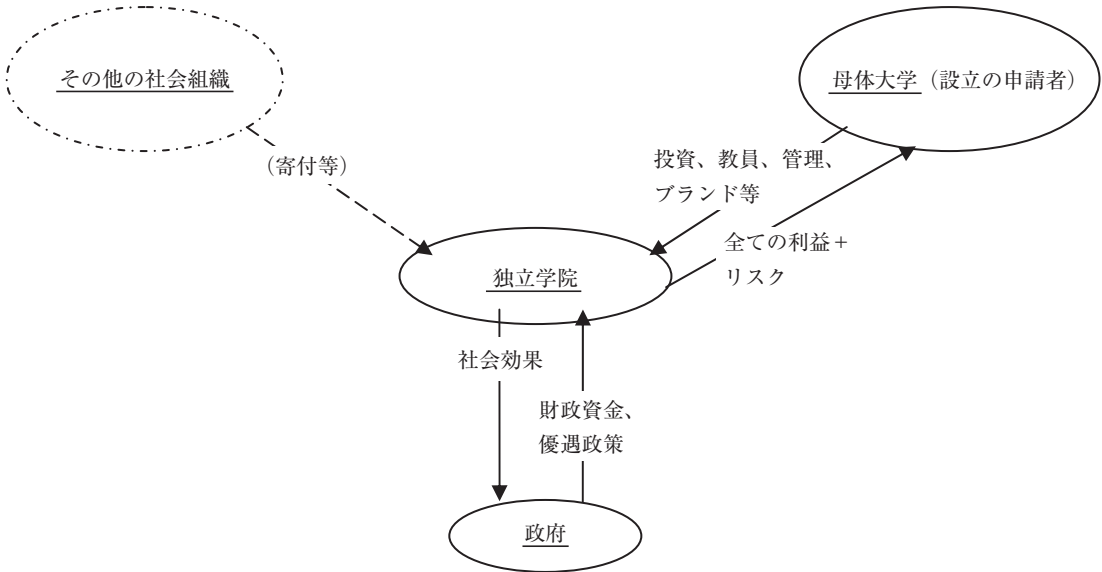


図 3 独立学院設置形態のパターン 3

た。浙江省とその隣の江蘇省だけを見ても、その勢いがある。当時浙江省にあった20校の大学の中に18校が二級学院を設立し、1999年に約4000人だった学生募集数は2000年で11000人を超えた。一方、江蘇省にあった40校の中にも約半分は二級学院を作った。省全体の高等教育段階の粗入学率は1998年の35%から2001年の68%までに上昇した<sup>10)</sup>。

この時期の二級学院は高等教育段階の入学機会を拡大し、公学と私学の両者の長所を融合したため、社会的に良い影響を残した。浙江省と江蘇省の成功した例を学び、1999年から2003年の4年間に全国範囲でたくさんの二級学院ができた。2003年の統計で全国25の省・市が二級学院を創立し、在学者数は40万人を超えたことは分かる<sup>11)</sup>。二級学院の発展は各地域が高等教育の大衆化を実現するためのカギとなった。

## B. 第二段階：2003年～2008年、モデルの確定と規範時期

二級学院は急速な発展の中で、様々な問題点も抱えた。特に議論になったのは、卒業生の学歴証明書問題や学校の所有権問題、また、母体大学との関係や教育の質にも疑問点が現れた。この状況のなか、教育部は2003年に「第8号令」を公布し、独立学院の基本概念を確定し、さらに設立における幾つかの原則や学校経営上の規則など広い範囲で規範した。

「第8号令」の公布によって、「独立学院」という名称を最終的に確定され、独立学院は中国高等教育体制改革の産物として政策上認められた。「第8号令」により、独立学院は私学の経営体制を取り組むことを規則として、独立したキャンパスや設備を所有し、独自に学生募集や財務精算を行い、さらに独自に学歴証明書を発行し、独立した法人格を持ち、民事責任を担うことが求められた。政府は独立学院の「独立」と「民営」の二つの特徴を強調した。

同じ年に教育部はここまでの二級学院の整頓を始めた。2003年当時全国に約360校以上の二級学院があったが、なかの一部は学費徴収や教育の質などいろいろな面に問題点があり、教育部の整頓によって全て資格を取り上げられた。2005年4月の統計をみると、全国に残ったのは249校があり、これらの二級学院こそが教育部の承認を得た本当意味の独立学院だった<sup>12)</sup>。

## C. 第三段階：2008年以降、私立大学への転換時期

誕生から約10年経った2008年、一つ大きな疑問は、独立学院は一体公立大学か、それとも私立大学

か、ということだった。

前述した教育2003年の「第8号令」によると、独立学院は私学の運営体制を取り組んでいるため、私立大学とも言えよう。しかし、学院自体は公立の大学の元に属しているため、公立大学と言ってもおかしくない。独立学院の発展に伴い、この曖昧な性質はさまざまな方面で影響を出し始めた。たとえば、独立学院は独自に財務計算を行うが、この根拠となる法律は公立大学と私立大学で明確に分ける。公立大学と宣言する独立学院は私立大学と名乗る独立学院と異なる計算方法を使い、実際支払う税金も違う。また教員に支払う給料や学校財産の所有権も公立と私立で見方が異なる。

2008年2月、中国教育部は教育部26号令『独立学院設置と管理方法』を公布した。この「26号令」の中に、最も重要と言われる内容は次の2点だった。第一、独立学院が私立大学であることを正式に認めた。「26号令」の第2条は独立学院の設立者と財源が私学の性質を持つことを述べ、私立大学の一種であることを明言した。これによって、独立学院の利益を守ったうえに担うべき責任や義務も明確にした。第二、独立学院が完全に私立大学へ転換するのに最小5年間が必要とした。「26号令」によって独立学院の私学である性質を認められたが、実際たくさんの学院はまだ公立の性質も残っていた。完全に私立大学に転換させるため、教育部は「26号令」の附則の中に、5年間考察期間の実施を公布した。この5年間の間に、全ての独立学院が多様な選択や試練に直面することは明らかである。考察に合格したものは独立学院として存続できるが、そのほかのものは一般の民営大学になるか、母体大学に吸収されるか、学院としての資格を失うか、様々な結果が予測できる。実際、一時期500校以上もあった独立学院だが、2011年5月現在は309校しか残っていない。今後、独立学院同士の競争も激しくなり、一般民営大学との競争もあるため、さらに数が減る可能性が高いと考えられる。

## 6. 誕生からシステムの構築までに直面した問題点と政府の対応

独立学院は中国高等教育大衆化の受け皿として政府の高い関心を引いた。前述したように、独立学院はその発展過程のなかに数多くの問題点や課題に直面し、経営破たんに至った学院も少なくない。この節は独立学院が直面した主な問題点を説明する上に、政府の対

策を分析してみる。

## A. 主な問題点

1. 一部の大学はキャンパスの中でいわゆる「独立学院」を設置したが、実際はただの「校内校」であった。これらの「校内校」は形を変えて、学生に二重基準の学費徴収していた。これは政府の学費政策に違反し、さらに、教育機会均等の原則にも悖った。また、違う種類の学生の間で生じた矛盾も問題となった。
2. 卒業生の学歴証明書の発行が統一していなかった。一部の独立学院は母体大学の名前で証明書を発行していたが、直接独立学院の名前で発行した大学も存在していた。異なる発行者の学歴証明書は学生の就職に影響を与え、さらに、学生募集の際に行った宣伝では、明確的に説明していなかったため、進学者や保護者の混乱および不満を招いた。
3. 法人権など重大な法律関係の問題が明確ではなかった。学校設置に参入した各方面が法律および政策のリスクを担うが、万が一民事責任または債務紛糾が起こった時、母体大学が大きなダメージを受けなければならなかった。

これらの問題を解決しないと、独立学院将来の発展のマイナス要因になることを考えられる。独立学院の設置は中国従来的高等教育機関設置制度の改革であり、その誕生は現行の制度に重大な影響を与えることに間違いない。

## B. 政府の対応策

### 1. 「独立」政策

前述した「第8号令」の以前にも、一部の地方政府はそれに類似した条例を公布した。しかし当時、独自に卒業証明書を発行する独立学院は浙江大学城市学院以外にほとんど存在しなかった。遼寧省の27校のなかで、独自に法人格を持ち、独自に証明書を発行できる学校は、1つもなかった。また、湖南省の17校も全て証明書の発行ができなかった。その中に、独自に法人格を持っていたのは10校であり、独立したキャンパスを持っていたのは8校であり、独自に授業をしたのは12校であった。

このような状況の中、「第8号令」は、独立学院が独立したキャンパスを持ち、独自に学生募集を行い、独自に卒業証明書を発行することを決めた。独立学院は独自に財務会計を行い、独自に法人格を持ち、独自

に民事責任を担うことを求められた。さらに、「26号令」は、これらの目標をより明確化し、具体的な規定を作り出した。

#### a. 独立法人格

中国政府は独立学院に申請者である母体大学と投資者である民間機構の法人格と別に独立した法人格を持つように要求した。これによって、申請者、投資者および独立学院三者各自の法律地位、権利、義務および責任を明確に区分することができると考えられる。

政府がこの政策を公表した後、関係者の間ではそれに対する抵抗感が見られた。母体大学にとって、独立法人格の誕生は教育面や管理面で自らの権利を弱め、独立学院の発展に悪影響を与えることが恐れた。また、その一方では、投資側によっても、独立法人格が独立学院と母体大学との連携を妨げ、母体大学の資源を利用できなくなることが恐れた。また、それによって、学生募集やカリキュラムに与える影響も考えられる。

しかし、独立した法人格は独自に民事責任を担い、民事権利を持つことの前提条件であり、独立した財務管理、キャンパスおよびカリキュラムの実現の第一歩でもあった。また、独立した法人格は申請者と投資者が学校経営上の連帯責任を緩め、そのリスクを下げる事が予想できる。さらに、先々のことを考えると、独立した法人格は独立学院を独立した大学にすることの必要条件でもあった。したがって、政府が「独立法人格」の必要性を強調したことは非常に賢明だと思われる。

また、独立法人格について、もう1つの論争はその法人格の性質問題であった。中国の現行法律によって、法人の種類は事業法人、企業法人、社団法人および民弁非企業法人の4種類に分けられる。前述した設置形態の3種類の中の第3種である母体大学が政府の支援を得たうえに自ら投資し、申請した独立学院は事業法人に属すると思われる。また、民間機構・企業が投資したうえに母体大学が申請した独立学院は民弁非企業法人に属すると思われる。実際、多くの独立学院が法人格を取得した当初、その民営性を避けるために、事業法人として申請したのは一般であった。また、『高等教育法』の第30条は「高等学校（高等教育段階の学校を示す）は設置を許可されたその日から法人格を所得する」と規定している。つまり、独立学院は独立した事業単位として許可されると、自然にその法人資格を所得し、別途に申請する必要がないと考えられる。しかし、独立学院をより厳しく規範するため



に、「8号令」は全ての独立学院が改めて審査を受けたいえに民弁非事業法人の法人格を取得することを定めた。これによって、「校内校」などの違法行為を有効に防止し、国立・公立大学と独立学院の性質を明確に分けた。さらに、「26号令」の中に「独立学院は民営高等教育の重要な一部であり、公益事業に属する」と主張した。これによって、独立学院は民営学校であることを認められ、その法人格は民弁非事業法人であることも証明された。

#### b. 独立学歴証明書<sup>14)</sup>

「8号令」を發布された後、最も議論になったのは「独立卒業証明書」政策だった。多くの学校および地方政府はこの政策に対し、保守的な意見を持っていた。母体大学と同じ学歴証明書を発行することは独立学院が学生を引きつけるための重要な手段だと一般的に認識され、「独立卒業証明書」政策の実施を延期することを期待してきた。また、「8号令」は独自に卒業証明書を発行することを定めたが、学位証明書については何も触れていなかったため、一部の独立学院は独自に卒業証明書を発行するうえに、母体大学の学位証明書を授与する、という対策を取り上げた。

しかし、2008年に公布した「26号令」は明確に学位証明書についても定めた。「26号令」の第38条は次のように書いてある。

「独立学院は学習期間が満了し、さらに成績が合格した学生に対し、独立学院の名で卒業証明書を発行すべき。独立学院は国の関係規定に従い、学士学位の授与資格を申請し、取得すべき。条件に満たした学生に対し、独立学院署名の学士学位を授与すべき。」

「独立学位証明書」政策の公表は関係者の中で大きな議論を呼んだ。「26号令」によりこの政策は2008年4月1日から実施され、2008年以前に入学した学生は以前の政策に従って母体大学の学位証明書を取得できたが、その以降に入学した学生は全員独立学院の学位証明書を取得することになる。すなわち、2008年度の学生が卒業する時、つまり2012年までに独立学院は学位授与の資格を取得しなければならない。しかし、2012年までに全ての独立学院がその資格を取得できるとは限らないので、関係者の間で不安が広がってきた。また、独立学位証明書政策の実施は学生募集の困難を招き、独立学院の発展に不利であることも恐れられた。

しかし、政府がこのように政策を転換したのは当然それに相応しい理由があると考えられる。

独立学院の入学合格ラインが母体大学のそれより50

点~80点低いのは一般である。また、多くの独立学院は母体大学と同じレベルのカリキュラム、教育サービスおよび設備条件を提供できないうえ、試験の内容と卒業の基準も異なっている。そのために、独立学院の学生が母体大学発行の学歴証明書を取得するのは、母体大学の学生にとって不公平であることが当然だと思われる。さらに、学歴証明書は就職にも関連するので、独立学院が独自の学歴証明書を発行しないと、労働市場に混乱を招く恐れも考えられる。その一方で、独立学院が独立学歴証明書（卒業証明書と学位証明書を両方含む）を通じて、自身の実力を示し、社会の検証を受ける必要もある。これによって、独立学院は自身のブランド力を身に付けることも考えられる。つまり、独立学歴証明書政策は現段階で独立学院の発展に一定のダメージを与える可能性はあるが、長期のもくろみとしては必ず独立学院と母体大学両方の利益に繋がっているに違いない。

但し、前述した2012年までに学位授与資格を取得できない場合の対策を早期に検討すべきだと思われる。

#### c. 独立キャンパス

「8号令」は独立学院が独立したキャンパスを持つことを主張した。条令によって、独立学院のキャンパスの土地面積は150畝<sup>15)</sup>以上でなければならない。また、土地面積のほか、建築面積は4万平方メートル以上、教育設備の総額は1000万元以上、所有する書籍の数は4万冊以上、専任教員は100人以上等の規定を定めた。

さらに、「26号令」は基本条件を維持するうえに、キャンパスの土地面積の最低限を500畝までに上げた。

これらの条令は独立学院を正真正銘独立した高等教育機関に変える目標を達するためだと考えられる。独立キャンパス政策によって、独立学院が母体大学の教育資源を利用できなくなることを予測できるが、長期的に見れば、独立学院の発展に有利であることに間違いない。独立した教育場所を持ち、自らの教育設備を所有することが独自に教育活動を行い、正真正銘の高等教育機関になるための基本条件である。

しかし、この「独立キャンパス」政策に全く問題ないとは言えない。独立学院のキャンパスは母体大学のキャンパスから独立すべきだが、その二つのキャンパスの間の距離は一定範囲内である方が有利だと思われる。二つのキャンパスの間は交通便利で交流しやすいことが望ましい。

さらに深刻な問題は「26号令」が公表された後に面積の最低限が上がった問題である。2003年の「8号

令」が規定した最低限は150畝であったため、多くの独立学院はこの条令に従いキャンパスを作った。しかし、わずか5年経った2008年に土地面積の最低限は突然3倍以上の500畝までに上げられた。「26号令」により、独立学院は条令を実行した日から5年間の準備期間を与えられた。すなわち、全ての独立学院は2013年までに土地面積が500畝以上のキャンパスを所有しなければならない。この政策に対し、多くの関係者は疑問に思った。全ての独立学院が5年間の間に面積条件を満たせることはまず考えられない。さらに、多くの学校は面積条件を満たそうとして、強いて対策を採ることも予想できる。なかにも、現在使用中のキャンパスを拡大できないため、他の場所でいくつかの新しいキャンパスを分散して作ろうとしている学校が現れた。この対策の実行は可能であるが、独立学院側にとって、資金や資源等の浪費になり、学校の発展に極めて大きなマイナス影響を与えることに間違いない。

「独立キャンパス」政策の着眼点が独立学院を真正銘の大学にしたいというのは明らかであるが、5年間で500畝以上の土地を準備させることは政府の行き過ぎではないか、という疑問を考えなければならない。

#### d. 独立財務

独立財務は独立学院の独立性の表しである。大学と民間機構・企業が提携して設置した独立大学にとって、独立財務は異なる経営活動を区分し、分類管理に有利である。投資した企業が独立学院の収入から一部の利益を得ることも当然であるので、独立財務によって合理的に利益を分けることができる。また、大学独自で設置した独立学院にとっても、独立財務は母体大学の経営収支と区分し、長期的な発展に有利である。しかし、多くの地方財政部門は独立学院の財務制度および会計制度に対し、明確な規定を作っていなかった。一部の独立学院は『高校<sup>16)</sup>会計制度』に従って独立会計を行っていたが、具体的な会計方法としては統一性がなく、明確な規定が必要だった。

2008年に公布した「26号令」は次のように独立学院の財務について規定している。

「独立学院は国家の関係規定に従い、財務・会計制度および資産管理制度を作るべきである。」(第39条)

「独立学院は会計年度が終わる際に会計報告書を作り、専門の会計事務所へ委託し、審査を受けるべきである。審査の結果は公表すべきである。」(第47条)

この条令の公布によって、独立学院は自らの財務会計を行う義務が付けられ、さらに、監督効果の審査も

受けなければならない。独立学院の長期的な発展に極めて重要な影響を与えることが考えられる。

## 2. 設置基準

2003年8月、中国教育部は現存の独立学院に対し、現状報告および一斉審査を行った。当時、多くの独立学院は教育部ではなく、各地方政府に設置の申請を申し込み、地方政府の審査を受けた後に設置の許可を得た。教育部2003年2月の統計によると、当時教育部の審査を通して、許可を得た独立学院はわずか11校だった。各地方政府がそれぞれ独立学院の設置に対する条件の違いは非常に大きかった。たとえば、吉林省の省政府は独立学院の設置条件を非常に厳しく規定した。資金提供をする連携企業が必要とするうえ、その企業も関係行政部門の審査を受けなければならなかった。そのため、2003年までに吉林省の独立学院はわずか11校しか存在しなかった。また、浙江、江蘇、湖南、遼寧等の省立大学のほとんどは独立学院を設置した。これらの独立学院は設置の資金から教育の設備まで大きく異なっていた。浙江大学所属の城市学院のような投入資金が数億元以上をする学校もあれば、ちゃんとしたキャンパスも持たない学校もあった。このような状況の中、教育部は一斉審査を行い、前述した「8号令」が定めた設置条件に満たない学校に対し、期限内整備または経営中止の命令を出した。

### a. 基本設備に対する

「8号令」が定めた設置条件は前述したようにキャンパスの土地面積が150畝以上、建築面積が4万平方メートル以上であり、教育設備の総額が1000万元を超え、4万冊以上の書籍を所有することであった。当時全国大学の平均水準<sup>17)</sup>をみると、この設置条件を満たせば、約1000人～2000人の学生を収容できる。さらに、2008年に発布した「26号令」はキャンパスの土地面積の最低限を3倍以上に上げた。これらの条令が独立学院の設置条件を厳しくし、規模を拡大したいことは明らかになった。

### b. 教員に対する

独立学院が誕生した当初、大半の学校は自らの教員を持っていない、母体大学から教員を借りていた。当時の国立・公立大学の教員は比較的に充実していたので、独立学院の教育活動を担うことができた。しかし、前述した「拡招」命令が出された後、国立・公立大学の在学者数が大幅に増加し、教員の数が足りなくなった。中国教育部の統計<sup>18)</sup>によると、1999年全国大学平均のST比率は13.4:1であったが、三年後の2002年のST比率は19.0:1となった。このような状況の中、

教員側にとって、母体大学の講義だけでも大きな負担になっていたため、独立学院の講義まで担うのは非常に難しくなった。「8号令」はこの状況を改善するために、独立学院の設置基準に教員に対する条件も付けた。独立学院は任期が1年以上の専任教員を100人以上確保しなければならないと定めた。さらに、専任教員の3割が準教授レベル以上であることが望ましいと主張した。

しかし、この政策は独立学院側にとって、大きな挑戦にもなった。専任教員を招聘するのは、学校の経営コストを増やさなければならないことを意味する。さらに、教員を招聘後の管理や待遇も問題となる。2008年の「26号令」はこれらの問題に対し、次のように規定した。

「独立学院は教育活動を管理する機構を作るべき。教育方法を改善し、教育の質を向上すべき。」(第35条)

「独立学院は国の関連規定に従い、教員招聘および管理制度を完備し、法律の基で教員の待遇を保障すべき。」(第36条)

つまり、教育の質を向上することが目標であり、この目標を達成するために、教員を招聘すべきということである。また、招聘した教員に対し、学校側は国立・公立大学の教員と同じように管理し、待遇しなければならない。

独立学院側にとって、この条令は当然学校の経営コストを増やすことに間違いはない。しかし、長期的の発展をみれば、この政策の必要性は極めて大きいと思われる。教員待遇を上げなければ、有能な教員を招聘することは間違いなく難しくなる。有能な教員が居なければ、教育の質を向上することも難しくなる。教育の質を向上できないと、当然学生募集に影響を与え、学校の経営面にも及ぼすことが考えられる。しかし、独立学院にとって、基礎設備等を簡単に備えるとしても、教員面の条件を満たすのは極めて困難である。多くの独立学院は5000人前後の学生数を計画しているが、ST比率が15:1で計算すれば、約300人の選任教員が必要となる。

以上から分かるように、教員問題は短期間で解決できる問題ではなく、独立学院の長期的任務になると考えられる。

### c. 専攻の設置に対する

1999年、中国教育部は『高等学校本科専攻設置規定<sup>19)</sup>』を公布し、高等教育機関本科専攻の設置に対し、その条件、権限等を明確的に定めた。しかし、独立学院は設立当初、母体大学を頼りにして本科専攻を

設置したため、単独で専攻設置の審査を受けることがなかった。一部の独立学院は明らかに設置条件に満たしていない状況のなかで専攻を設置した。この問題を解決するために、教育部は2004年9月に『独立学院本科専攻整理工作に関する通知<sup>20)</sup>』(略称:『通知』)を公表した。『通知』によると、独立学院は既に学生募集を行った専攻に対し、前述した『高等学校本科専攻設置規定』に従い、「高等学校本科専攻増設申請表<sup>21)</sup>」を記入し、母体大学の許可を得た後、所在地の教育行政部門に審査を受けなければならない。設置条件に満たしていない専攻に対し、改善計画を提出し、短期間で本科専攻設置の条件に満たすように義務付けられた。教育部のこの政策により、独立学院の専攻設置活動は合法的な手順を取らなければならない。さらに、教育設備や教育の質にも積極的な効果を期待できる。

2004年12月、中国教育部は初めて認可した独立学院のリストを公表した。その後、リストの更新は何回も行い、2007年4月まで、全国で認可した独立学院は合計318校であり、内モンゴル自治区とチベット自治区を除く29の省・市・自治区に分布している。このリストを見ると、北京と上海はそれぞれ4校と5校しかないが、湖北、江蘇、遼寧と浙江の4省は最も多く、それぞれ20校以上存在することが分かる。

2003年8月当時の独立学院数と2004年12月公表したリストに載った学校数と比べると、その数が減ったことは明らかになる(表4)。すなわち、独立学院の設置基準を明確にし、審査を行った前と後は一定程度の変化が見当たり、その効果も期待できる。

### 3. 検査評価

以上述べた審査活動のほとんどは独立学院自ら提供した材料に基づいて行われた。教育部はさらに詳しく独立学院の現状を把握するため、2004年11月に「独立学院教育設備および教育活動の検査に関する通知<sup>22)</sup>」を公表し、独立学院の設備と教育活動を検査し始めた。その期間は2004年12月から2005年2月までとな

表4 独立学院学校数の変化

所在地	2003年8月	2004年12月
吉林省	11校	11校
遼寧省	27校	22校
江蘇省	37校	9校
浙江省	25校	19校
湖南省	17校	15校
雲南省	8校	5校



り、重点は独立学院の基礎設備、学生募集および教育活動の状況であった。この検査により、評価された面もあれば、批判された面もあった。独立学院の現段階に存在しているいくつかの問題点も明らかになった。

評価された方面：

- a. 事業の発展が速い。短い期間内で独立学院は249校まで増加し、2004年当時の在籍学生数は68万人を超え、在学者数が8000人以上の学校も11校存在した。
- b. 基礎設備を改善した。2004年当時、独立学院が吸収した民間教育資金は395.7億円を超えた。キャンパス面積は12万畝以上であり、専任教員も3万人以上を招いた。さらに、教育設備の総額は42億円を上回り、建築面積は1160万平方メートルを超え、所有した書籍も3462冊以上であった。
- c. 独立学院の役割を果たし始めた。前述したように、2004年当時に独立学院に在籍していた学生数は68万人を超えたが、その中の約55万人は4年制の大学生であった。独立学院はこの頃から既に中国高等教育の需要圧力を解消し始めた。

問題点：

- a. 経営面でさらに規範する必要がある。検査を行った当時、一部の地方での学生募集における違法行為が発覚した。僅かであったが、学生募集時に不明確な宣伝を行い、学生や保護者を誘動した独立学院も存在した。また、一部の学校は独自のキャンパス、または法人格、財務制度を持っていなかったことも発覚した。
- b. 教育条件を向上する必要がある。教育部は設置基準を明確化した。一部の独立学院は依然として土地面積が基準に満たせずに教育活動を行った。さらに、基礎設備や所有する書籍の量が明らかに不足であったにも関わらず、教育活動を続けた学校も存在した。
- c. 教育の質を向上する必要がある。一部の独立学院は学生育成の目標を明確にしていなかったうえ、教員数も大幅に不十分であることが発覚した。独立学院の長期的な発展のために、このような問題をいち早く解決すべきだと思われた。

全体からみると、検査を受けた249校のなかに好評をもらったのは約100校があり、残った学校の大部分は合格の評価を受けた。一部の学校は不合格であった。

さらに、2008年に公布した「26号令」のなかにも独立学院の検査評価について次のように定めた。

「各省級教育行政部門は国の関係規定に基づき、独立学院に対する監督・年検工作を強化し、独立学院の教育の質を観察すべき」(第46条)

#### 4. 学生募集

独立学院が誕生した当初、各地方での学生募集政策は異なっていた。学生募集の任務に関して、多くの地方では教育行政部門が直接独立学院に下達したが、一部の地方では母体大学に下達した例もあった。また、学生募集の過程にも異なる点が存在していた。多くの地方では母体大学が学生募集を行ったが、一部の地方では独自に学生募集を行った独立学院もあった。独立学院の学生募集は公立大学の募集と専科大学・高等職業学校の募集の間に実施するのが一般であった。さらに、合格ラインに関し、各地方の基準は異なっていたが、公立大学と高等職業学校の間に設定するのが一般であった。

独立学院の学生募集活動における最も大きな問題は質と量の矛盾だと思われる。

教育面からみると、学校の質を向上し、ブランドを立てるために、合格ラインを一定の高さに維持する必要があると考えられる。その一方では、経営面からみると、独立学院はまだ創立初期にあるため、学生の募集を拡大し、学校の収入を増やす必要性もある。しかし、高額な学費や前述した「独立学歴証明書」政策の影響によって、2003年度から、独立学院の学生募集が難しくなったことが明らかであった。さらに、独立学院の数も年々増加しているため、一部の学校は合格ラインを下げるしかなかった。たとえば、湖南省が定めた2003年度の合格ラインは、重点大学<sup>23)</sup>所属の独立学院は文系485点、理系422点であり、一般大学<sup>24)</sup>所属の独立学院は文系460点、理系397点であったが、応募した学生数が足りないために合格ラインが大幅に下がった。重点大学である湘潭大学所属の興湘学院が最後に設定した合格ラインは文系463点、理系387点であり、省が設定した点数より大幅に下回った。また、一般大学である衡陽師範学院所属南岳学院の合格ラインも大幅に下がり、文系432点、理系367点となった。しかし、合格ラインが大幅に下がったにも関わらず、学費等の原因で学生募集が困難となった独立学院は数多く存在している。一部の独立学院は経済利益を得るために、教育設備や学生募集の制限を無視し、盲目的に募集数を拡大した。その中に、専科大学の合格ラインで学生を受け入れ、入学後に本科課程に進級できると偽りの保証をした学校も存在していた。さらに、学費を国の規定よりはるかに高く設定した学校や、学生募集



を仲介組織に頼み、違法行為をした学校も現れた。これらの問題は学生や保護者を混乱させ、極めて悪い社会影響を招くことを考えられ、独立学院の発展に当然不利であることは明らかである。

学生募集に存在するこれらの問題を解決するために、中国教育部は2005年2月に『独立学院学生募集における管理活動を強化する通知<sup>25)</sup>』を公布した。この条令により、独立学院は学生募集を行う際に国が毎年下達した募集任務を守らなければならない。条令は次の5点を主張した：①独立学院は無断で学生募集数を拡大してはならない②仲介組織に頼んで学生を確保するような行為をしてはならない③国の定めた項目および基準以外に学生に費用を徴収してはならない④合格ラインを下げて学生を採ってはならない⑤専科大学のラインで学生を採って、本科課程に進級させるようなことをしてはならない。また、2005年3月に教育部は『独立学院の設備条件および教育活動に関する検査状況と関連問題の通報<sup>26)</sup>』（略称：「通報」）を公布した。「通報」の中で、中南民族大学工商学院、湖北工業大学商貿学院、武漢工業学院工商学院、中南財經政法大学武漢学院等湖北省所属の7つの独立学院が名指された。教育部はこれらの学校に対し、2004年度の学生募集活動において国の関係規定を違反し、正常の学生募集を混乱させ、極めて悪影響を招いたと批判した。また、湖北省教育庁に対し、教育部はこれらの独立学院に有効な改善措置を行わせようと指令し、上述した7校の独立学院に対し、2005年度の学生募集数を減らす処置を採用した。

上述した状況を見ると、独立学院が学生募集活動における混乱または違法現象は非常に深刻な問題となっている。中国教育部はこの問題を解決するため、厳しい打撃を与えるうえ、より完全な規定を作ろうとした。

2008年に公布した「26号令」のなかには次のような内容が書かれている。

「独立学院の学生募集要項および広告の見本はいち早く省級教育行政部門に報告し、記録を載せるべき。記録を載せていない募集要項および広告は発行してはならない。」(第45条)

「国の規定に違反して無断で学生募集を行った独立学院に対し、省級教育行政部門が期限内の改善を監督し、1～3万円の罰金、または学生募集数を減らす、一時募集活動を停止させるように処すべき。」(第56条)

国がこのように厳しい姿勢を示し、関係規定を完全したのち、独立学院の学生募集は次第に正しい軌道に

乗ると思われている。

## 終わりに

独立学院は短い間に急速な発展を果たせたのは、その存在が教育市場に適合したからだろう。ハイスピードで進んだ中国経済と高等教育規模のアンバランスが独立学院という新たな大学のモデルを生み出した。しかし、その存在自体もまた様々な矛盾の反映とも言えよう。民衆の高等教育に対する需要と高等教育機関の供給能力との矛盾や、教育を向上する一心の政府と経営に苦しんでいる大学との矛盾など、数多くの現実上の問題点は反映される。

中国の高等教育は既に大衆化に突入したが、大衆化に伴うリスクも現れ始めた。独立学院も今後の発展や継続に困難を直面し、特に教育の質や資産運用などにおける課題はこれからますます競争が激しくなる高等教育市場での生存に関わる極めて重要な課題である。この研究が今後独立学院の長期的な発展に少しでも役立てば幸いだと思っている。

(指導教員 山本 清教授)

## 注

- 1) 中国国家発展中心、2001年中国教育緑皮書、北京教育科学出版社、2001
- 2) 中国教育人力資源問題報告課題組、「从人口大国到資源強国(原語)」、『中国教育と人力資源問題報告』、北京高等教育出版社、2003
- 3) 『中国金融年鑑』、『中国統計年鑑』、2005
- 4) 統計数字は社会人向け大学と一般大学の社会人向けコースの合計数字である
- 5) 中国国家統計局のデータによるものであり、都会地域の数字である
- 6) 中国教育統計データ
- 7) 「拡招」：中国語「拡大招生」の略であり、学生募集数を拡大することを指す
- 8) 中国教育部2003年第8号令：『普通高等教育機関が新たなメカニズムとモデルによって設置した独立学院の管理の規範と強化に関する若干意見』、原語『關於規範並加強普通高校以新的機制和模式試辦獨立學院的若干意見』
- 9) 浙江省電信実業グループ：原語「浙江电信实业集团公司」
- 10) 浙江省教育局データ
- 11) 中国教育部データ
- 12) 中国教育部ホームページによる
- 13) 中国教育部データ
- 14) 学歴証明書：卒業証明書と学位証明書両者のことを示す。中国では卒業証明書と学位証明書は別となっている

- 15) 中国の1畝は約666.7平方メートルに相当する
- 16) 高校：高等教育段階の学校を示す
- 17) 2001年中国全国の大学生一人当たりの土地面積は0.119畝であったため、150畝は約1200人の学生を収容できる。また、一人当たりの教育設備の額は5498元だったので、1000万円相当の設備は約1800人に対応できる
- 18) 中国教育部1999年度、2002年度『教育事業統計公報』
- 19) 原語：『高等学校本科专业设置规定』、「高等学校」は高等教育段階の学校を示す
- 20) 原語：『关于做好独立学院本科专业清理备案工作的通知』
- 21) 原語：『高等学校增设本科专业申请表』
- 22) 原語：关于对独立学院办学条件和教学工作开展专项检查的通知
- 23) 重点大学：エリート大学を示す。ほとんどは国立大学である
- 24) 一般大学：重点大学より一段下の大学を示す。ほとんどは各地方の公立大学である
- 25) 原語：『关于加强独立学院招生工作的通知』
- 26) 原語：『关于独立学院办学条件教学工作专项检查情况及其有关问题的通报』

### 参考資料

#### ①論文

(以下日本語)

1. 鮑威 2010 岐路に立つ中国の民営高等教育 IDE現代の高等教育 523号
2. 鮑威 2010 中国の高等教育－量から質へ IDE現代の高等教育 518号
3. 白井克彦 2009 私立大学の課題と進むべき道 IDE現代の高等教育 514号
4. 大塚豊 2008 中国の大学入試 IDE現代の高等教育 506号
5. 王琳 2007 中国における大学統合の動向 大学の組織変容に関する調査研究 COE研究シリーズ26
6. 金子元久 2006 中国の高等教育－市場志向の急拡大－ IDE現代の高等教育 478号
7. 黄福涛編 2005 1990年代以降の中国高等教育の改革と課題 高等教育研究叢書81
8. 黄福涛 2004 1990年代の中国における高等教育機関の合併 高等教育システムにおけるガバナンスと組織の変容 COE研究シリーズ8

(以下中国語)

1. 苗玉宁 2011 转型发展中的独立学院定位思考 中国高等教育 2011年 07期
2. 潘懋元 2010 民办高校内部管理体制改革发展研究 浙江树人大学学报 2010年 03期
3. 潘泽谷 2010 论独立学院现代大学制度的构建 民办高等教育研究 2010年 02期
4. 程化琴 2008 《中华人民共和国民办教育促进法》制定过程研究 高等教育研究 2008年 02期
5. 潘懋元 2008 关于民办高校评估的思考及建议 浙江树人大学学报 2008年 04期
6. 郭大光 2007 我国民办教育的特殊性与基本特征 学术问题研究 2007年 01期

7. 郭大光 2006 投资办学：我国民办教育的本质特征 浙江树人大学学报 2006年 06期

#### ②単行本

(以下日本語)

1. 両角亜希子著『私立大学の経営と拡大・再編—1980年代後半以降の動態』東信堂、2010
2. 王傑著『中国高等教育の拡大と教育機会の変容』東信堂、2008
3. 鮑威著『中国の民営高等教育機関—社会ニーズとの対応』東信堂、2007
4. 大塚豊著『中国大学入試研究—変貌する国家の人材選抜』東信堂、2007
5. 篠原清昭著『中華人民共和国教育法に関する研究—現代中国の教育改革と法』九州大学出版社、2001
6. 大塚豊著『現代中国高等教育の成立』玉川大学出版社、1996 (以下中国語)
1. 文祺編著《2010年全国独立学院报考指南》北京理工大学出版社、2010
2. 梅宪宾、张涛、冀红举編著《独立学院改革与发展》吉林大学出版社、2010
3. 许为民、林伟连、楼锡锦編著《独立学院的发展与运行研究》浙江大学出版社、2008
4. 安少华編著《地方院校举办的独立学院办学质量与特色探析》广东科技出版社、2008

#### ③その他

中国教育部ホームページ：<http://www.moe.edu.cn/>

中国国家统计局ホームページ：<http://www.stats.gov.cn/>

浙江省教育厅ホームページ：<http://www.zjedu.gov.cn/gb/index1.html>